

議案第88号

北上市学童保育所条例の一部を改正する条例

北上市学童保育所条例（平成29年北上市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 学童保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 学童保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
江釣子学童保育所	[略]	江釣子学童保育所	[略]
いわさき学童保育所	[略]	<u>笠松学童保育所</u>	<u>北上市和賀町豎川目1地割1番地13</u>
[略]		いわさき学童保育所	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の北上市学童保育所条例（以下「新条例」という。）の実施に必要な指定管理者の指定の手續及び当該指定の告示並びに新条例に規定する笠松学童保育所に係る利用許可は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、前項の規定により市長が行った許可で現にその効力を有するものは、指定管理者が行った許可とみな

す。

令和4年3月3日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

児童の健全な育成を図るため、笠松学童保育所を設置しようとするものである。